○経済産業省告示第百三十四号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、モロッコ王国が用いる監督用及び証明用の記号又は印章を次のように指定したので、告示する。

平成二十二年六月一日

経済産業大臣　直嶋　正行

三十八

白　紺



医薬品、化粧品、医療用機械及び機器、生命工学製品、健康及び医療関連製品

三十七

白　紺　緑



食品、医薬品、化粧品、医療用機械及び健康関連商品

三

水色　青



緑

白　赤

牛乳や蜂蜜等のように、それ単体で市場に投入されるものであって、特殊な処理や冷蔵以外の保存法を用いない農業、内陸又は漁業による生鮮製品、狩猟品及び野生動物由来の採取品。様々な手段により調理され、保存され又は変形させた、人間が消費するための植物又は動物由来の食品。化粧品、精油及び芳香用並びに薬用植物のような、食品ではない農業、内陸又は漁業による生鮮製品

二

黄緑　緑



白　赤

牛乳や蜂蜜等のように、それ単体で市場に投入されるものであって、特殊な処理や冷蔵以外の保存法を用いない農業、内陸又は漁業による生鮮製品、狩猟品及び野生動物由来の採取品。様々な手段により調理され、保存され又は変形させた、人間が消費するための植物又は動物由来の食品。化粧品、精油及び芳香用並びに薬用植物のような、食品ではない農業、内陸又は漁業による生鮮製品

一

黄緑　緑



白　赤

牛乳や蜂蜜等のように、それ単体で市場に投入されるものであって、特殊な処理や冷蔵以外の保存法を用いない農業、内陸又は漁業による生鮮製品、狩猟品及び野生動物由来の採取品。様々な手段により調理され、保存され又は変形させた、人間が消費するための植物又は動物由来の食品。化粧品、精油及び芳香用並びに薬用植物のような、食品ではない農業、内陸又は漁業による生鮮製品